

女性司祭の実現に伴うガイドライン

〈1998年5月 第51(定期)総会決議第28号〉

日本聖公会法規第2章第20条(1)の男性条項が削除された場合に生じると思われる諸問題に、日本聖公会の一致を保持しようとする観点から対処するため、必要と思われる方策を以下のようにガイドラインとしてまとめた。

I. 原則

ガイドラインの設定に際して、本委員会は原則を定め、その範囲においてのガイドラインを考えた。これは本委員会がその任務と考えている日本聖公会総会において女性の司祭按手が容認された場合に起こりうると考えられる諸問題の解決を計り、日本聖公会の一致が保たれるための方策である。

1. 綱憲及び法憲法規については現に施行されているものを改変する必要はないと考えている。
2. 日本聖公会祈祷書における男性形名詞を包括言語に変更する必要を認めた。しかし、本委員会としては日本聖公会祈祷書の改訂にまで至るべきかどうかは、主教会、或いは主教会の指示によって建てられる特別委員会などが取り扱うべき問題であると思ふ。従って、本委員会としてはこの問題について、特に結論を出さない。

例 ①「師父」は「司祭」または「主教」と変更することとしてはいかがか。

②「兄弟」は「兄弟姉妹」或いは「皆さん」とする。

③「彼」は「この人」 彼らは「この人びと」

3. 教会の職務は教会を構成するすべての者が共有すべきものである。しかし特に女性の司祭按手については、聖公会の伝統における主教の権威及びその司牧責任において、主教会内の協働及び主教と聖職団の協働が必要条件となる。
4. 日本聖公会に属する信徒、聖職その他の教役者が信仰生活を送る上で、女性の司祭按手に対する賛否にかかわらずその信仰的良心は尊重されなければならない。

以上の原則を建てた上で、具体的に起こりうる想定される諸問題について、以下のようにガイドラインを設定した。

II. 聖職の人事或いは待遇に関わる諸件

1. 性別によって聖職の待遇、ことに経済的待遇に差別があってはならない。
2. 「女性の司祭按手に賛成或いは反対の意思を表明する」聖職及び教役者に対する待遇に差別があってはならない。また、人事の上で不利な扱いをしてはならない。
3. 男性司祭の積極的な協働が必要条件となることを理解する。
4. 女性の司祭も男性の司祭も共に聖公会における司祭職に与る者であることを確認する。
5. 各教区において、勤務に関する条件を定めることを勧告する。女性の生理、或いは出産等に関わる勤務条件を定めることが必要であることを理解し、各教区において産休等の適切な処置がなされるよう勧告する。これらの処置を行う場合、その期間、給与等については、国の労働基準法などを参照することが適当と思ふ。

III. 女性の司祭按手に賛成する主教、司祭、執事、その他の教役者、及び信徒

1. それぞれの個教区、個教会は日本聖公会の決定に従い、各教区会、各受聖餐者総会において

賛成の意思を表明しうる。その実施に教区主教と共に協働する。

2. 女性の司祭按手に反対する聖職、教役者、信徒の信仰的良心を尊重し、反対者を排除するようなことがあってはならない。ことに反対する教区主教、司祭等の職務執行に関して、それらを拒否すべきではない。
3. さらに積極的に女性の司祭の働きに参与し、その職務執行に協力する。
4. 定められた人事、待遇等の諸条件を尊重し、その実施に積極的に参与する。

IV. 女性の聖職按手に反対する主教、司祭、執事、その他の教役者および信徒

1. それぞれの個教区、個教会は日本聖公会総会の決定を尊重するが、各教区会、受聖餐者総会において反対の意思を表明しうる。その実施には教区主教の司牧責任と権威を認め、自らの信仰的良心を保ちつつ協働する。
2. 女性の司祭按手に賛成する聖職、教役者、信徒の信仰的良心を尊重し、賛成者を排除するようなことがあってはならない。ことに賛成する主教、司祭等の職務執行に関して、教区主教との司牧的対話を深めるよう勧告する。
3. 女性の司祭按手について反対の意思を表明したり、この問題についての神学的意見を公表すること、及び、賛成者との間に慎重な議論を重ねることは妨げられない。
4. 定められた人事、待遇等の諸条件を尊重し、その実施には協力する。

V. 女性の司祭按手に反対する教区、教会

1. 教区主教の当該教区における司牧権・司牧責任、及びそれに基づく聖職及びその他の教役者派遣の原則を尊重する。
2. 女性の司祭按手に反対する個教会は、その意志を教区内において公式に表明し、理解を求め、人事に関して特に教区主教及び常置委員会との間で慎重な協議が行われるべきである。また、反対する聖職、教役者の派遣に際しては、当該教会との間に同様の慎重な協議がなされるべきである。教区主教及び常置委員会は特に配慮を慎重に行い、いかなる形においても、意思に反する強要が行われてはならない。
3. 反対する信徒への牧会的配慮には慎重に対処し、教区主教は定期的に当該信徒の要望する主教又は司祭を派遣して聖奠に与らしめることが必要である。この問題についてはことに主教会の協働が重要となる。
4. 本委員会は特に巡回主教の設置には消極的である。日本聖公会の規模、財政、地域等の条件を考慮した場合、むしろ主教会の協働が最も積極的で実現的な解決となると信じている。

VI. 聖職志願者

1. 聖職志願に際して女性の司祭按手に賛成か反対かを、志願受理の条件としてはならない。
2. 各教区が定める待遇等は性別によって、また、女性の司祭按手に対する賛否によって差別されてはならない。
3. 女性の司祭按手に反対する教区主教、及び教区において聖職を志願しようとする女性は、当該推薦教会と教区主教及び常置委員会との間で協議を行い、必要な場合、賛成する教区への移籍を認めるようこのガイドラインは勧告する。

VII. 海外諸教会

1. 海外聖公会から宣教師として招聘され、または派遣された聖職者については、本ガイドラインの提議するところを準用する。
2. 短期滞在、或いは短期の訪問者の聖奠執行等の可否は法憲法規の定めるように、教区主教の司牧権に属するものである。

VIII. 聖職位について

1. 日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位は正当性 (validity) を保持していることを認識する。
2. 受領した聖職位の正当性 (validity) は、聖職按手司式者の女性の司祭按手に対する賛否によって損なわれることはない。
3. 日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位の正当性 (validity) は、本人の女性司祭按手に対する立場及び性別によって否定されることはない。(注：もし、賛否によって聖職位を否定する動きがあれば、それは賛否相互の関係性を損ない、日本聖公会の一致を保持するとの本委員会の目的は達成されない。またこの結果は分裂以外に考えられなくなるからである。)

IX. 日本聖公会からの離脱を決意した聖職、教役者、信徒

1. 本委員会にとっては極めて不本意な結果として、日本聖公会を離脱する決心をする人びとがあることも考えられる。
2. この場合、聖職に対して罰則などを考えることは適当ではない。むしろ当該者の信仰的良心を尊重し、離脱によって不利益を被らないように適切な処置がなされなければならない。例えば、日本聖公会年金等は当該者の希望を優先し、その継続、停止等の処置を取るべきである。
3. 信徒に対しては、教籍簿等において他教派への転出として通常の処理を行うのが適当と思考する。

X. 特別委員会

女性が司祭に按手されるという状況は全く新しいものである。従って上記ガイドラインによってすべての問題が解決されるとは考えられない。むしろ、予想を越えた状況が起こるであろうことは十分予想できる。これら新たに発生すると思われる諸問題に対処するために、管区に調整委員会(仮称)を設置して、起こるべき問題の処理に当たらせることが必要不可欠な移行時の処置と考える。この委員会は4名の男性委員、4名の女性委員によって構成し、教区主教の司牧責任の執行を助け、日本聖公会、及び各教区の状況への適切な助言を行わせることとする。本検討委員会は男性条項が削除された際には、このガイドラインに沿った調整を行う特別委員会(調整委員会、仮称)の設置を日本聖公会総会に議案として提出するよう合意した。

以上